

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	低炭素建築物新築等計画の認定	
根拠法令・条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項	
所 管 課	開発調整 部	建築安全 課
審 査 基 準	<p>一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>三 前条第2項第三号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>(法第54条第1項各号)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	建築物の規模や計算方法の複雑さ等について、個々の申請ごとにばらつきが大きいため、標準処理期間を設定することが困難である。